

【翻訳】

章学誠『校讎通義』訳注（八）

卷三「漢志諸子第十四」（下）

文教大学目録学研究会訳注

（向嶋成美・樋口泰裕・渡邊 大・荒川 悠・  
宇賀神秀一・王 連旺・小田健太・角 祥衣）

本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。今号では、卷三の「漢志諸子第十四」全三十三条のうち、第二十四条から第三十三条までを訳出する。樋口が担当した。前号に引き続き、底本には、葉瑛『文史通義校注』（中華書局、一九八五年）を用い、あわせて、嘉業堂本、劉公純標本の『文史通義』（古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、一九六一年）、葉長清『文史通義注』（無錫国学專修学校叢書、一九三五年）、王重民『校讎通義通解』（上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映曦注本、上海古籍出版社、二〇〇九年）、劉兆祐『校讎通義今註今訳』（台湾学生書局、二〇一二年）などを参照した。

キーワード：校讎通義 章学誠 漢書藝文志 諸子略 諸子

【原文】

縦横者、詞説之總名也<sup>【注一】</sup>。蘇秦合六國爲縦、張儀爲秦散六國爲横、同術而異用、所以爲戰國事也。既無戰國、則無縦横矣<sup>【注二】</sup>。而其學具存、則以兵法權謀所參互、而抵掌談説所取資也<sup>【注三】</sup>。是以蘇、張諸家、可互見於兵書『七略』以蘇秦、蒯通入兵書<sup>【注四】</sup>、而鄒陽、嚴、徐諸家<sup>【注五】</sup>、又爲後世詞命之祖也<sup>【注六】</sup>。

右十四之二十四

【訓読文】

縦横は、詞説の総名なり。蘇秦六國を合して縦を爲し、張儀秦が爲に六國を散じて横を爲し、術を同じくして用を異にするは、戦國の事を爲す所以なり。既に戦國無ければ、則ち縦横も無きなり。而るに其の学具さに存するは、則ち兵法權謀を以て参互する所、抵掌談説の資を取る所なればなり。是を以て蘇、張の諸家、兵書に互見す可く『七略』蘇秦、蒯通を以て兵書に入る、鄒陽、嚴、徐の諸家も、又た後世の詞命の祖と爲るなり。

右十四の二十四

【現代語訳】

縦横は、弁説の総称である。蘇秦が六國を連合させて合従の計を行い、張儀が秦のために六國の連合を解いて連衡の計を行い、術が同じでありながら用が異なるのは、戦國の世の事にあたったからである。戦國の世でなくなれば、縦横家もなくなる。それでもその学術が伝わり備わっているのは、兵法や權謀の参照するところとなり、弁論、談説の資料となったためである。そうであるから、蘇秦や張儀の諸家は、兵書略に互見すべきであり『七略』では「蘇秦」、「蒯通」を兵書略に入れていた、また、鄒陽、嚴安、徐樂の諸家は、後世において外交上の言説の祖となるのである。

右十四の二十四

【訳注】

一 従横家には十二家百七篇が著録され、序に「従横家者流、蓋出於行人之官。孔子曰、『誦詩三百、使於四方、不能專對、雖多亦奚以爲。』又曰、『使乎、使乎。』言其當權事制宜、受命而不受辭、此其所長也。及邪人爲之、則上詐讓而棄其信。」と述べられる。詞説は、遊説、弁論の言説を指

す。「旧唐書」田弘正伝に、「裴度明理體、詞說雄辯、弘正聽其言、終夕不倦。」と見える。また、章学誠の理解において、縦横家の弄する文辭が、意を達するべく、詩三百篇に由来する文飾を伴うものであったことが、「文史通義」詩教篇などから窺える。注二を参照。

二 「文史通義」詩教上に「戰國者、縱橫之世也。縱橫之學、本於古者行人之官。觀春秋之辭命、列國大夫、聘問諸侯、出使專對、蓋欲文其言以達旨而已。至戰國而抵掌揣摩、騰說以取富貴、其辭數張而揚厲、變其本而加恢奇焉、不可謂非行人辭命之極也。孔子曰、『誦詩三百、授之以政、不達、使於四方、不能專對、雖多奚爲。』是則比興之旨、諷諭之義、固行人之所肄也。縱橫者流、推而衍之、是以能委折而入情、微婉而善諷也。九流之學、承官曲於六典、雖或原於書、易、春秋、其實多本於禮教、爲其體之有所該也。及其出而用世、必兼縱橫、所以文其實也。古之文實合於一、至戰國而各具之質、當其用也、必兼縱橫之辭以文之、周衰文弊之效也。故曰、戰國者、縱橫之世也。」と述べる。

三 抵掌はたなごころをうつこと。遊説家による談話の際の動作を表す。「戰國策」秦策一に「（蘇秦）見說趙王於華屋之下、抵掌而談。」と見え、また、「史記」滑稽列伝に「優

孟）即爲孫叔敖衣冠、抵掌談語。」とあり、裴駟集解に引く張載の言に「談說之容則也。」とある。

四 兵書略兵權謀家の班固自注に、「省伊尹、太公、管子、孫卿子、鬻冠子、蘇子、蒯通、陸賈、淮南王二百五十九種、出司馬法入禮也。」と見える。「蘇子」は、諸子略縦横家類に「蘇子三十一篇」として著録され、班固自注に「名秦、有列傳。」とあり、「蒯通」は、同じく「蒯子五篇」として著録され、自注に「名通」とある。

五 縦横家類に「鄒陽七篇」「莊安一篇」「徐樂一篇」がそれぞれ著録される。「文史通義」書教篇中に「乃若揚、馬之辭賦、原非政言、嚴、徐之上書、亦同獻頌、鄒陽、枚乘之縱橫、杜欽、谷永之附會、本無關於典要。」とある。

六 詞命は、特に外交上の公的に交わされる言説。「史通」言語篇に「大夫、行人、尤重詞命、語微婉而多切、言流靡而不淫。」と見える。

【原文】

蒯通之書、自號「雋永」、今著錄止稱「蒯子」<sup>注二</sup>、且傳云「自序其說八十一首」<sup>注三</sup>、而著錄僅稱五篇、不爲注語以別白之、則劉班之疎也。

右十四之二十五

【訓読文】

蒯通の書、自ら「雋永」と号するに、今著録して「蒯子」と称し、且つ伝に「自ら其の説八十一首を序す」と云い、而るに著録して僅かに五篇と称するのみにして、注語を為して以て別に之を白せざるは、則ち劉班の疎なり。

右十四之二十五

【現代語訳】

蒯通の書は、自ら「雋永」と号したが、今諸子略では縦横家類に著録してただ「蒯子」とだけ称し、また『漢書』蒯通伝には「自らその説八十一首を述べた」とあるのに、藝文志には著録してただ五篇と述べるばかりで、注文を附して別に述べていないのは、劉氏と班氏の疎漏である。

右十四之二十五

【訳注】

一 本節二十四条注四を参照。  
二 『漢書』蒯通伝に「通論戰國時說士權變、亦自序其說、凡八十一首、號曰雋永。」とある。また、『史記』田儻列伝に、太史公曰として、「蒯通者、善爲長短說、論戰國之權變、爲八十一首。」とある。

【原文】

積句成章、積章成篇<sup>〔注二〕</sup>、擬之於樂、則篇爲大成、而章爲一闕也<sup>〔注三〕</sup>。「漢志」計書、多以篇名、閒有計及章數者、小學敘例之稱「倉頡」諸書也<sup>〔注三〕</sup>。至於敘次目錄、而以章計者、惟儒家「公孫固一篇」、注「十八章」、「羊子四篇」、注「百章」而已<sup>〔注四〕</sup>。其如何詳略、恐劉班當日、亦未有深意也。至於以首計者、獨見蒯通之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之數、而不詳其所由、此傳志之所以當互考也。

右十四之二十六

【訓読文】

句を積みて章を成し、章を積みて篇を成す、之を樂

に擬すれば、則ち篇を大成と爲し、章を一闕と爲すなり。「漢志」書を計るに、多く篇名を以てし、間、計えて章数に及ぶ者有り、小学の叙例の「倉頡」諸書を称するなり。目錄を叙次して、章を以て計うる者に至りては、惟だ儒家の「公孫固」一篇に、「十八章」と注し、「羊子」四篇に、「百章」と注するのみ。其の詳略を如何にかするか、恐らく劉班の当日、亦た未だ深意有らざるなり。首を以て計る者に至りては、独だ劇通の伝のみに見え、首の章の爲に計るか、篇の爲に計るかを知らず。志に存せし「五篇」の数、其の由る所を詳らかにせず、此れ伝志の当に互いに考うるべき所以なり。

右十四の二十六

【現代語訳】

句を積み重ねて章が出来上がり、章を積み重ねて篇が出来上がるもので、このことを音楽に比擬すれば、篇は大成であり、章は一闕である。「漢志」は書籍を数えるのに、多く篇の称を用い、またしばしば章の数に及ぶことがあり、小学の叙例は「倉頡」諸書をその

ように述べている。目錄を列べて、章によって数えているものでは、ただ儒家の「公孫固」一篇に、「十八章」と注し、「羊子」四篇に、「百章」と注するのがあるばかりである。書籍の詳略をどの様に示すか、恐らく劉氏班氏の当時にあつて、まだ深い考えはなかつたのだろう。首を用いて数えるものでは、ただ劇通伝だけに見られ、首が章によって数えたものであるのか、篇によって数えたものであるかはわからない。「漢志」に伝わる「五篇」という数が、何によるところであるのかは詳らかにしておらず、列伝と芸文志それぞれ参照すべきわけである。

右十四の二十六

【訳注】

一 「文心雕龍」章句篇に「夫人之立言、因字而生句、積句而成章、積章而成篇。」と見える。また、劉大樞「論文偶記」に「積字成句、積句成章、積章成篇、合而讀之、音節見矣、歌而詠之、神氣出矣。」とある。

二 大成は、楽曲を数える単位。「孟子」万章章句下に、「孔子之謂集大成、集大成也者、金聲而玉振之也。」と見え、

朱熹集注に、「集衆音之小成而爲一大成也、成者、樂之一

終、書所謂『蕭韶九成』、是也。」と言ふ。闕は、音楽の一曲が終わること。また、その曲。「呂氏春秋」古楽篇に、

「昔葛天氏之樂、三人操牛尾投足以歌八闕。」と見える。

三「漢志」六藝略小学類の序文に、「史籀篇」者、周時史

官教學童書也、與孔氏壁中古文異體。『蒼頡』七章者、秦丞相李斯所作也。『爰歷』六章者、車府令趙高所作也。『博

學』七章者、太史令胡毋敬所作也、文字多取『史籀』篇、

而篆體復頗異、所謂秦篆者也。」と見え、また、「漢興、閭

里書師合蒼頡、爰歷、博學三篇、斷六十字以爲一章、凡五

十五章、并爲蒼頡篇。」と見える。

四 諸子略儒家類に「公孫固一篇」を著録し、班固自注に

「十八章。齊閔王失國、問之、固因爲陳古今成敗也。」とあり、また、「羊子四篇」を著録し、班固自注に「百章。故

秦博士。」とある。

【原文】

雜家「子晚子三十五篇」、注云、「好議兵、似『司馬

法』。」<sup>〔注二〕</sup>何以不入兵家耶<sup>〔注三〕</sup>。「尉繚」之當入兵家

<sup>〔注三〕</sup>、已爲鄭樵糾正、不復置論<sup>〔注四〕</sup>。

右十四之二十七

【訓読文】

雜家「子晚子三十五篇」、注に云う、「好んで兵を讀し、『司馬法』に似る」と。何を以て兵家に入れざるや。「尉繚」の當に兵家に入るべきは、已に鄭樵に糾正せらるれば、復た論を置かず。

右十四の二十七

【現代語訳】

雜家に著録される「子晚子三十五篇」は、班固自注に、「よく兵事について議論し、『司馬法』に似ている」と述べている。それなのに、どうして兵家に入っていないのだろうか。同じく雜家に著録される「尉繚子」が兵家に入れるべきであることについては、すでに鄭樵によって批判、訂正されているので、ここでは論じることとしない。

右十四の二十七

【訳注】

- 一 雑家類は二十家四百三篇を著録し、序に、「雑家者流、蓋出於讒官。兼儒墨、合名法、知國體之有此、見王治之無不貫、此其所長也。及邊者爲之、則漫羨而無所歸心。」とある。「子晚子」は、諸子略雑家類に「子晚子三十五篇」として著録され、班固自注に「齊人、好讒兵、與司馬法相似。」とある。「司馬法」は、六藝略札類に「軍禮司馬法百五十五篇」として著録される。章学誠は、鄭樵誤校漢志三節において、鄭樵が「漢志」において兵書であるはずの「軍禮司馬法」を六藝略札類に著録するのを誤りとしていることを批判していたことから、王重民氏は、本節の「子晚子三十五篇」を兵家に収めるべきという主張を矛盾していると指摘している。（「校讎通義通解」）
- 二 姚振宗「漢書藝文志条理」は、「按不入兵家、亦必有故、未可執注文一語而概其全書也。」と述べている。
- 三 諸子略雑家類に「尉繚二十九篇」として著録され、班固自注に「六國時」とある。なお、顔師古注所引「別録」に「繚爲商君學。」とあれば、法家にも連なることになる。
- 四 鄭樵「通志」校讎略「見名不見書論」に「編書之家、多是苟且、有見名不見書者。有看前不看後者、尉繚子、兵書也、班固以爲諸子類、眞於雜家、此之謂見名不見書。隋唐

因之、至崇文目始入兵書類。」とある。なお、章学誠は「焦竑誤校漢志第十二」十三節において、雑家類に著録される「二十九篇」とは別に兵書略形勢家に「尉繚三十一篇」が著録されることを踏まえ、両者は一書ではない可能性があると指摘していた。当該節記注三などを参照。

#### 【原文】

「尸子二十篇」<sup>〔注二〕</sup>、書既不傳、既云「商鞅師之」<sup>〔注三〕</sup>、恐亦法家之言矣。如云「尸子」非爲法者、則商鞅師其何術、亦當辨而著之、今不置一說、部次雜家、恐有誤也。<sup>〔注四〕</sup>

右十四之二十八

#### 【訓読文】

「尸子二十篇」、書既に伝わらず、既に「商鞅之を師とす」と云えば、恐らく亦た法家の言なり。如し「尸子」法を爲す者に非ずと云わば、則ち商鞅其の何れの術をか師とす、亦た当に辨じて之を著すべきも、今一説も置かずして、雑家に部次するは、恐らく誤り有るなり。

右十四の二十八

【現代語訳】

「尸子二十篇」は、書物が伝わらず、また、班固自注に「商鞅が師とした」と言うのであれば、恐らくは法家の言説であったのだろう。もし、『尸子』が法家の学を説いているのではないと言うのであれば、商鞅がどのような学術を師としたのか、当然明らかにして述べるはずであるが、しかし、いま一つの説も置かず、雑家に分類して列べているのは、恐らく間違いがあるのであろう。

右十四の二十八

【訳注】

一 諸子略雑家類に「尸子二十篇」として著録され、班固自注に「名佼、魯人、秦相商君師之、鞅死、佼逃入蜀。」とある。『文心雕龍』諸子篇に「尸佼兼總於雜述」と述べる。『旧唐志』『新唐志』などには二十卷本が著録されているが、宋代になって散佚した。汪繼培などによる輯本がある。

二 商鞅の著述は「商君二十九篇」として法家類に著録され

ている。

三 『校讎通義通解』所引王棻『校讎通義節駁』に、「蓋尸子之術如『呂氏春秋』之類、儒、墨、名、法無所不包、是以足爲鞅師耳。」とある。

【原文】

『呂氏春秋』、亦春秋家言而兼存典章者也<sup>〔注一〕</sup>。當互見於「春秋」「尚書」、而猥次於雜家、亦錯誤也。古者春秋家言、體例未有一定、自孔子有知我罪我之說<sup>〔注二〕</sup>、而諸家著書、往往以「春秋」爲獨見心裁之總名<sup>〔注三〕</sup>。然而左氏而外、鐸椒、虞卿、呂不韋之書<sup>〔注四〕</sup>、雖非依經爲文、而宗仰獲麟之意、觀司馬遷敘「十二諸侯年表」、而後曉然也。呂氏之書、蓋司馬遷之所取法也<sup>〔注五〕</sup>。「十二本紀」、倣其「十二月紀」、「八書」、倣其「八覽」、「七十列傳」、倣其「六論」、則亦微有所以折衷之也<sup>〔注六〕</sup>。四時錯舉、名曰「春秋」、則呂氏猶較虞卿、『晏子春秋』爲合度也。劉知幾譏其本非史書、而冒稱「春秋」<sup>〔注七〕</sup>、失其旨矣。其合於章程、已具論次、不復置論<sup>〔注八〕</sup>。

右十四之二十九



【訓読文】

『呂氏春秋』、亦た春秋家の言にして兼ねて典章を存する者なり。当に「春秋」「尚書」に互見すべきも、而るに猥りに雑家に次するは、亦た錯誤なり。古は春秋家の言、体例未だ一定有らず、孔子に「知我罪我」の説有りて自り、諸家の著書、往往にして「春秋」を以て独見心裁の総名と為す。然而して左氏而外、鐸椒、虞卿、呂不韋の書は、経に依りて文を為すに非ざると雖も、而るに宗びて獲麟の意を仰ぐは、司馬遷の「十二諸侯年表」に叙するを觀て、而る後に曉然たるなり。呂氏の書は、蓋し司馬遷の法を取る所なり。「十二本紀」は、其の「十二月紀」に倣い、「八書」は、其の「八覽」に倣い、「七十列伝」は、其の「六論」に倣えば、則ち亦た微かに以て之を折衷する所有るなり。四時錯挙して、名づけて「春秋」と曰えば、則ち呂氏猶お虞卿、『晏子春秋』に較べて度に合すると為すなり。劉知幾、其の本より史書に非ざるも、冒して「春秋」と称するを譏るは、其の旨を失うなり。其の章程に合するは、已に具さに論次すれば、復た論を置かず。

右十四の二十九

【現代語訳】

『呂氏春秋』は、春秋家の言説であり、また制度法令を伝えるものである。六芸略の「春秋」類と「尚書」類に互見すべきであり、みだりに雑家に列べるのは誤りである。古において春秋家の言説は、体例がまだ定まっておらず、孔子に「己を知り罪するのは『春秋』である」という説があつてから、諸家の著書は、往々にして「春秋」を独自の見解、判断をまとめた謂いとするようになつた。そして、左氏以外の、鐸椒、虞卿、呂不韋の書が、経文によりながら文章をなす体裁はとらないものの、獲麟の意をおもととして仰いでいることは、司馬遷が「十二諸侯年表」に述べているのを見れば、明らかである。呂氏の書は、思うに司馬遷によつて手本とされている。「十二本紀」は、呂氏「十二月紀」に倣い、「八書」は、呂氏「八覽」に倣い、「七十列伝」は、呂氏「六論」に倣つており、『史記』には『呂氏春秋』をひそかに折衷しているところがあるのである。四時が互いに挙げられ、名づけて「春秋」と称したのは、呂氏が虞卿『虞氏春秋』や『晏子春秋』と比べてちょうどよいと考えたのであ

う。劉知幾が、『呂氏春秋』がもともと歴史書ではないのに、みだりに「春秋」と称していることを批判するのは、そうした旨を見誤っているのである。『呂氏春秋』が律暦度量衡の主旨に合致していることは、すでに詳しく論じたので、これ以上述べない。

右十四の二十九

【訳注】

一 諸子略雑家類に、「呂氏春秋二十六篇」として著録され、班固自注に「秦相呂不韋輯智略士作。」とある。「隋志」は子部雑家類に「呂氏春秋二十六卷」として後漢高誘注本を著録し、後の歴代の目録もほぼそれに従う。典章は、制度や法令などの文書を指す。それらの文書が尚書類に著録されるべきであることについては、「鄭樵誤校漢志第十一」第四条に「君上詔誥、臣下章奏、皆『尚書』訓誥之遺。後世以之攬人集部者、非也。凡典章故事、皆當視此」と見える。

二 『孟子』滕文公下に「『春秋』、天子之事也。是故孔子曰、『知我者、其惟『春秋』乎。罪我者、其惟『春秋』乎。』」とある。

三 独見は、独自の见解、一家言。『呂氏春秋』制楽篇に「故

禍兮福之所倚、福兮禍之所伏、聖人所獨見、衆人焉知其極。」とある。また、『文史通義』釈通篇にも「若鄭氏『通志』、卓識名理、獨見別裁、古人不能任其先聲、後代不能出其規範。」と見える。心裁は、一家言となるような認識。

『文心雕龍』原道篇に、「莫不原道心裁文章、研神理而設教。」とある。また、章学誠自身もしばしば用い、たとえば、『文史通義』申鄭篇に、「(鄭樵)獨取三千年來遺文故冊、運以別識心裁、蓋承通史家風、而自爲經緯、成一家言者也。」とある。

四 本章第四節を参照。また、「和州誌前誌列傳序例」上に、「司馬遷網羅散失、采獲舊聞、撰爲百三十篇、以紹『春秋』之業、其於衰周戰國所爲『春秋』家言、如晏嬰、虞卿、呂不韋之徒、皆鉅錄其著述之天凡、緝比論次、所以明己之博采諸家、折衷六藝、淵源流別、不得不詳所自也。」とあり、原注に「『晏子春秋』、『虞氏春秋』、『呂氏春秋』、皆有比事屬辭之體。即當時『春秋』家言、各有派別、不盡春王正月一體也。」と言う。

五 『史記』が『呂氏春秋』を踏まえているとする指摘は、すでに『文心雕龍』に見え、史伝篇に「漢滅嬴項、武功積

年、陸賈稽古、作『楚漢春秋』、爰及太史談、世惟執簡、子長繼志、甄序帝勳。比堯稱典、則位雜中賢、法孔題經、則文非玄聖。故取式『呂覽』、通號曰紀、紀綱之號、亦宏稱也。」と述べる。また、清晏世澍「太史公本紀取式呂覽辨」(『沉湘通藝錄』卷二所収)に「按『呂覽』凡十二紀、八覽、六論、大抵據儒書者十之八九、參以道家、墨家之書理者十之二二、二十餘萬言、頗爲有識者所推重、蓋不韋賓客之所集也。觀其『報任安書』曰、『不韋遷蜀、世傳『呂覽』。』又曰、『恨私心有所未盡、鄙陋沒世、而文采不著於後世也。』言爲心聲、自比如此、豈非有所欣羨於其素哉。以此知劉舍人之言爲有據、其爲取式無疑也。」とある。

六 「永清原誌前誌列伝序例」に「史家著作成書、必取前人撰述、匯而列之、所以辨家學之淵源、明折衷之有自也。司馬談推論六家學術、猶是莊生之敍禽、墨、荀子之非十二家言而已。至司馬遷『十二諸侯表敍』、則於呂覽、虞卿、鐸椒、左丘明諸家、所爲『春秋』家言、反覆推明著書之旨、此既百三十篇所由祖述者也。」と述べ、また、その原注に、「史遷紹述『春秋』、即虞、呂、鐸、左之意、人譏其僭妄非也。」とある。

七 「史通」六家篇に「按儒者之說春秋也、以事繫日、以日

繫月、言春以包夏、舉秋以兼冬、年有四時、故錯舉以爲所記之名也。苟如是、則晏子、虞卿、呂氏、陸賈、其書篇第本無年月、而亦謂之春秋、蓋有異於此者也。」と述べ、また、題目篇にも「呂陸二氏、各著一書、唯次篇章、不繫時月。此乃子書雜記、而皆號曰春秋。」と言う。

八 「補校漢藝文志第十」八節などを参照。「校讎通義通解」に引く王棻「校讎通義節駁」に「案『呂覽』採摭百家、兼儒墨、合名法、乃雜家之正宗、劉班之論次、允當不易、豈若『鐸氏微』、『虞氏微傳』本爲『春秋』而作者哉。劉知幾譏其本非史書、冒稱『春秋』、其言良是。藉令劉班徇呂氏之名、信司遷之說、存章氏之見、以『呂覽』入春秋、互見尚書、不知後人更若何措擊矣。」とある。

【原文】

「淮南内二十一篇」<sup>〔注二〕</sup>、本名爲「鴻烈解」、而止稱「淮南」、則不知爲地名與、人名書名與<sup>〔注三〕</sup>。此著錄之苟簡也<sup>〔注四〕</sup>。其書則當互見於道家、志僅列於雜家非也。

<sup>〔注四〕</sup> 外篇不傳、不復置論<sup>〔注五〕</sup>。

右十四之三十一

【訓読文】

「淮南内二十一篇」は、本名づけて「鴻烈解」と爲し、而るに止だ「淮南」と称すれば、則ち地名爲るか、人名書名たるかを知らず。此れ著録の苟簡たるなり。其の書則ち当に道家に互見すべきも、志僅かに雑家のみに列ぶるは非なり。外篇は伝わらざれば、復た論を置かず。

右十四の三十

【現代語訳】

「淮南内二十一篇」は、もともと「鴻烈解」という書名としていたが、ただ「淮南」とだけ称すると、地名であるのか、人名か、或いは書名であるかがわからない。これは著録の粗略というものである。また、この書物は道家類に互見すべきであるのに、「漢志」がわずかに雑家だけに列べているのは誤りである。外篇は伝わらないので、これ以上論じない。

右十四の三十

【訳注】

一 諸子略雑家類に「淮南内二十一篇」として著録され、班

固自注に「王安」とある。「隋志」には子部雑家類に「淮南子二十一卷」として、許慎注本と高誘注本の二本が著録されている。

二 高誘「淮南鴻烈解序」に、「安爲辨達、善屬文。……天下方術之士多往歸焉。於是遂與蘇飛、夜尙、左吳、田由、雷被、毛被、伍被、晉昌等八人、及諸儒大山、小山之徒、共講論道德、總統仁義、而著此書。其旨近老子、淡泊無爲、蹈虛守靜、出入經道。言其大也、則兼天載地、說其細也、則淪於無垠、及古今治辭存亡禍福、世間詭異環奇之事。其義也著、其文也富、物事具類、無所不載、然其大較歸之於道、號曰『鴻烈』。鴻、大也、烈、明也、以爲大明道之言也。……光祿大夫劉向校定撰具、名之『淮南』。又有十九篇者、謂之『淮南外篇』。」と述べる。

三 「辨嫌名第五」第二節を参照。

四 文廷式「純常子枝語」卷四に「實齋『校讎通義』自是確有心得、然亦有過于求深而不可從者。如謂『淮南鴻烈解』當互見道家、志僅列于雜家、非也。」余謂實齋若以『淮南子』宗述虛靜、旨近老莊、宜改部道家、尙足自成一義、若與雜家互見、則必無是理。雜家者流、兼儒墨、合名法、即道家亦何所不賅、若可專指一家、豈得復謂之雜乎。若必使

其互見、則兼儒墨、合名法者、又可盡使之互見于儒家、墨家、名家、法家乎。此特好爲異論而已。」とある。

五「漢志」には「淮南内二十一篇」と並んで「淮南外三十三篇」が著録され、顔師古注に「内篇論道、外篇雜說」という。また、注二「高誘序」を参照。「隋志」以降、外篇は著録されていない。

【原文】

道家「黄帝銘六篇」<sup>〔注二〕</sup>、與雜家「荆軻論五篇」<sup>〔注三〕</sup>、其書今既不可見矣、考『皇覽』「黄帝金人器銘」<sup>〔注四〕</sup>、及『皇王大紀』所謂「輿凡之箴」、「巾凡之銘」<sup>〔注五〕</sup>、則六篇之旨、可想見也。<sup>〔注五〕</sup>「荆軻論」下注「司馬相如等論之」、而『文心雕龍』則云「相如屬詞、始讚荆軻」。<sup>〔注六〕</sup>是五篇之旨、大抵史讀之類也。銘讚頌讚有韻之文、例當互見於詩賦、與詩賦門之「孝景皇帝頌」<sup>〔注七〕</sup>同類編次者也。「孔甲盤五二十六篇」、亦是其類。<sup>〔注八〕</sup>右十四之三十一

【訓読文】

道家の「黄帝銘六篇」と、雑家の「荆軻論五篇」と

は、其の書今既に見る可からず、『皇覽』の「黄帝金人器銘」、及び『皇王大紀』の所謂「輿凡の箴」、「巾凡の銘」を考うれば、則ち六篇の旨、想見す可きなり。「荆軻論」の下に「司馬相如等之を論ず」と注し、而して『文心雕龍』則ち「相如詞を属し、始めて荆軻を讚す」と云えば、是れ五篇の旨、大抵史讀の類なり。銘讚頌讚の有韻の文は、例として当に詩賦に互見せしめ、詩賦の門の「孝景皇帝頌」と類を同じくして編次すべき者なり。「孔甲盤五二十六篇」も、亦た是れ其の類なり。

右十四の三十一

【現代語訳】

道家類に著録される「黄帝銘六篇」と、雑家類に著録される「荆軻論五篇」について、書物は今ではもう見ることが出来ないが、『皇覽』の「黄帝金人器の銘」、及び『皇王大紀』の所謂「輿凡の箴」、「巾凡の銘」を考慮すれば、「黄帝銘六篇」の主旨も、想像することが出来る。また、「荆軻論」の下に「司馬相如等が論じた」と注し、また、『文心雕龍』には「相如が言葉綴りを綴り、始めて荆軻を讚した」と言うのであれば、

「漢志」著録の五篇の主旨は、およそ史讚の類だったのだろう。銘讚や頌讚といった有韻の文は、体例として詩賦に互見させ、詩賦略の「孝景皇帝頌」と分類を同じものとして著録すべきである。「孔甲盤五二十六篇」も、その類である。

右十四の三十一

【訳注】

- 一 諸子略道家類に「黃帝銘六篇」として著録される。
- 二 諸子略雜家類に「荊軻論五篇」として著録され、班固自注に「軻爲燕刺秦王、不成而死、司馬相如等論之。」とある。
- 三 『皇覽』は魏文帝曹丕の勅命により編纂された類書。「隋志」に百二十巻が著録されている。すでに散逸し、章学誠の指摘は、『太平御覽』文部銘に引く佚文に拠る。
- 四 宋胡宏撰『皇王大紀』五帝紀黃帝軒轅氏に、「鳳凰巢阿閭、麒麟遊於郊、猶作輿几之箴、以警宴安、作金几之銘、以戒逸欲。」とある。
- 五 王応麟『漢書藝文志考証』に「『皇覽』記陰謀、『黃帝金人器銘、武王問尙父曰、「五帝之誠、可得聞歟。」尙父曰、

「黃帝之戒曰、「吾之居民上也、播播恐夕不至朝。」故爲金人、三封其口、曰古之慎言。」蔡邕論、黃帝有巾機之法。皇王大紀曰、「黃帝作輿几之箴、以警宴安、作金几之銘、以戒逸欲。」『黃帝內傳』一卷、序云、「鑿經得之於衡山石室中、至劉向校書見之、遂傳于世。」と述べられ、ほぼ同文が『困学紀聞』巻十にも見える。また、顧実『漢書藝文志講疏』に「黃帝金人銘、見於荀子、太公金匱、劉向說苑、黃帝巾几銘、見於路史。是六銘尙存其二也。」とある。

- 六 王応麟『漢書藝文志考証』に「文章緣起、司馬相如作荆軻讚。文心雕龍、相如屬詞始讚荆軻。」とある。「文心雕龍」頌讚篇に「至相如屬筆、始讚荆軻。及遷史固書、託讚褒貶。約文以總錄。頌體以論辭、又紀傳後評、亦同其名。而仲治流別、謬稱爲述、失之遠矣。」とあり、劉師培は『左庵文論』に「『漢書』藝文志雜家有『荊軻論五篇』、班固原注曰、「軻爲燕刺秦王、不成而死、司馬相如等論之。」彦和之言、當本於此。惟究爲論爲贊、今不可考。或卽如『後漢書』之論、而在司馬相如時、尙稱爲贊耶」と述べる。
- 七 詩賦略孫卿賦類に「李思孝景皇帝頌十五篇」として著録される。

- 八 諸子略雜家類に「孔甲盤五二十六篇」として著録され、

班固自注に「黃帝之史、或曰夏帝孔甲、似皆非。」とある。

『校讎通義通解』所引王棻『校讎通義節駁』に「案書名爲論、未必有韻、班馬史贊、王褒『聖主得賢臣頌』亦皆無韻、

『雕龍』所謂贊者不過贊揚之義、安知其必有韻邪。且正使有韻、即謂當互見詩賦、是『易』象傳皆有韻、亦當互見詩經耶。章氏徒徂互見之說、毋乃專尚鈎鉤析辭耶。」とある。

【原文】

農家託始神農、遺教緒言〔注三〕、或有得其一二、未可知也〔注二〕。『書』之「無逸」、『詩』之「豳風」、『大戴記』之「夏小正」、『小戴記』之「月令」、『爾雅』之

「釋草」、『管子』之「牧民」篇、『呂氏春秋』「任地」

諸篇、俱當用裁篇別出之法、冠於農家之首者也。〔注三〕

「神農」「野老」之書、即難憑信、故經言不詳〔注四〕。

右十四之三十二

【訓読文】

農家 始めを神農に託し、遺教緒言、或いは其の一二を得る有るも、未だ知る可からざるなり。『書』の

「無逸」、『詩』の「豳風」、『大戴記』の「夏小正」、

『小戴記』の「月令」、『爾雅』の「釈草」、『管子』の

「牧民」の篇、『呂氏春秋』の「任地」の諸篇は、俱に当に裁篇別出の法を用いて、農家の首に冠すべき者なり。「神農」「野老」の書は、即ち憑りて信じ難く、故に經言詳らかにせざるを得ず。

右十四之三十二

【現代語訳】

農家はその創始を神農に託しており、先人の教えや緒言について、一つ二つ見られるところがあるのかもしれないが、知ることとは出来ない。『書』の「無逸」

篇、『詩』の「豳風」、『大戴記』の「夏小正」篇、『小戴記』の「月令」篇、『爾雅』の「釈草」篇、『管子』

の「牧民」篇、『呂氏春秋』の「任地」篇といった諸篇は、みな裁篇別出の法によって、農家のはじめに置

くべきものである。冒頭に著録される「神農」「野老」の書は、

依拠し難いものなので、經書中の言葉を詳しく見ないわけにはいかないのである。

右十四之三十二

【訳注】

一 緒言は論の発端となる言説。「莊子」漁父篇に「孔子曰、『曩者先生有緒言而去。』」とあり、「經典釈文」に「緒言猶先言也。」と言う。また、成玄英の疏には「緒言、餘論也。」とある。

二 諸子略農家には九家百一十四篇を著録し、序文に「農家者流、蓋出於農稷之官。播百穀、勸耕桑、以足衣食、故八政一曰食、二曰貨。孔子曰、『所重民食、此其所長也。』及鄙者爲之、以爲無所事聖王、欲使君臣並耕、詩上下之序。」と述べる。農家類の冒頭に「神農二十篇」を著録し、班固自注に「六國時、諸子疾時怠於農業、道耕農事、託之神農。」とあり、また、顔師古注に引く「別録」佚文に「疑李悝及商君所說。」とある。王応麟『漢書藝文志考証』は、諸家に神農の言葉がしばしば引かれている例を挙げ、『淮南子』修務訓の「世俗之人、多尊古而賤今、故爲道者必託之於神農黃帝、而後能入說。」の一文を引いている。馬國翰による輯本がある。

三 文廷式『純常子枝語』巻四に「余按今時實齋所見者僅此、若漢時古籍具存、其言農事者當數倍于此、必皆裁篇別出、務求詳盡、則近于類書、非目錄家之學也。」とある。また、

この指摘を踏まえて王重民氏は、「章學誠使互著別裁方法到處滿天飛、自然會喪失『顯著專篇、明標義類』的意義、流于他自己所反對的爲『類書纂輯之所爲、而非著錄源流之所貴也。』」と述べている。

四 冒頭の「神農二十篇」に並べて、「野老十七篇」を著録し、班固自注に「六國時、在齊楚間。」と見え、また応劭注に「年老居田野、相民耕種、故號野老。」とある。また、「文心雕龍」諸子篇に「野老治國於地利。」と述べる。「隋志」以降、後世の目録には見えない。

【原文】

小説家注二之「周考七十六篇」、「青史子五十七篇」、其書雖不可知、然班固注『周考』、云「考周事也」、注「青史子」、云「古史官紀事也」注三、則其書非「尚書」所部、即「春秋」所次矣。觀『大戴記』保傅篇、引青史氏之記注三、則其書亦不儕於小説也注四。

右十四之三十三

【訓読文】

小説家の「周考七十六篇」、「青史子五十七篇」、其



の書知る可からずと雖も、然るに班固『周考』に注して、「周事を考うるなり」と云い、「青史子」に注して、「古の史官事を紀すなり」と云えば、則ち其の書『尚書』に部する所に非ずんば、即ち「春秋」に次する所なり。『大戴記』保傅篇の、青史氏の記を引くを觀れば、則ち其の書亦た小説に儕ばざるなり。

右十四の三十三

【現代語訳】

小説家に著録される「周考七十六篇」、「青史子五十七篇」は、その書物について知ることとはできないけれど、班固が『周考』の書に注を附して、「周の事を考えたものである」と述べ、「青史子」の書に注を附して、「古の史官が事を記録したものである」と述べているので、これらの書は「尚書」類に分類するのではなく、ならば、「春秋」類に列べるようなものであったのだらう。『大戴記』保傅篇が、青史氏の記述を引用しているのを見ると、この書は小説類に列ぶようなものではないのである。

右十四の三十三

【訳注】

一 諸子略小説家には十五家千三百八十篇を著録し、その序文に「小説家者流、蓋出於稗官。街談巷語、道聽塗說者之所造也。孔子曰『雖小道、必有可觀者焉、致遠恐泥、是以君子弗爲也。』然亦弗滅也。閭里小知者之所及、亦使綴而不忘。如或一言可采、此亦芻蕘狂夫之議也。」とある。

二 諸子略小説家に、「周考七十六篇」として著録され、班固自注に「考周事也」とある。張舜徽『漢書藝文志通釈』は「此云『周考』、猶言叢考也。周乃周遍、周普無所不包之意。」と述べる。また「青史子五十七篇」として著録され、班固自注に「古史官紀事也。」とある。二書いずれも「隋志」以降の目録には著録されないが、「隋志」子部小説類に著録する「燕丹子一卷」の注に「梁有青史子一卷」とある。馬国翰、魯迅などによる輯本がある。

三 『大戴記』保傅篇に、「青史氏之記曰、『古者胎教、王后腹之、七月而就寢室、太史持銅而御戶左、太宰持斗而御戶右。比及三月者、王后所求聲音非禮樂、則太師縵瑟而稱不習、所求滋味者非正味、則太宰倚斗而言曰、不敢以待王太子。太子生而泣、太師吹銅曰、聲中其律。太宰曰、滋味上某。』」とある。また、『文心雕龍』諸子篇に「逮及七國力

政、俊又緯起。孟軻膺儒以譬折、莊周述道以翱翔、墨翟執  
儉確之教、尹文課名實之符、野老治國於地利、騶子養政於  
天文、申商刀鋸以制理、鬼谷唇吻以策勳、尸佼兼總於雜述、  
青史曲綴以銜談、承流而枝附者、不可勝算、竝飛辯以馳術、  
壓祿而餘榮矣。」と述べる。

四 魯迅は「遺文今存三事、皆言禮、亦不知當時何以入小  
說。」と述べている（『古今小説史略』）。